

## 「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領

### 第1 目的

「イクボス宣言」を行った企業を、県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要領において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を代表者・管理職が宣言すること。
- (2) イクボスの気運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

### 第3 対象

この要領において、企業とは、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）

### 第4 登録要件

登録できる企業は、以下の要件を満たしているものである。

- (1) 企業の代表者・管理職等が、イクボス宣言を行っていること。
- (2) 企業は、イクボス宣言文、取組内容及びイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。
- (3) 企業は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「育児介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### 第5 登録申込

登録しようとする企業は、「あおもりイクボス宣言企業」登録申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、関係書類を添えて知事に提出するものとする。

### 第6 登録

知事は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められるときは、「あおもりイクボス宣言企業」登録企業（以下、「登録企業」という。）として登録するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録された登録企業に対し、「あおりイクボス宣言企業」登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 登録企業は、登録証を公衆の見えやすい場所に掲示するものとする。

#### 第7 登録期間

登録の有効期間は、登録された日から2年間とする。

#### 第8 登録の変更

登録企業は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「あおりイクボス宣言企業」登録変更届出書（様式第3号）により、知事に届け出なければならない。

#### 第9 登録の辞退

登録企業は、登録を辞退しようとするときは、「あおりイクボス宣言企業」登録辞退届出書（様式第4号）を速やかに知事に届けなければならない。

#### 第10 登録の更新

登録の有効期間満了後も引き続き登録を希望する企業は、登録の有効期限が満了する日の30日前までに、更新の手続を行わなければならない。更新手続には、第3から第5までの規定を準用する。

#### 第11 登録の取消

知事は、登録企業の要件を満たさないと明らかになったとき、その他、適当でないと思われる場合は、登録を取り消すことができる。

#### 第12 広報

知事は、県のホームページ等の広報媒体を利用し、県民に登録企業の名称や取組を広報するものとする。

#### 第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月19日から施行する。

この要領は、令和4年2月7日から施行する。

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

第1号様式（要領第5及び10関係）

「あおもりイクボス宣言企業」登録申込書（新規・更新）

年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号  
所在地  
(ふりがな)  
企業名  
(ふりがな)  
代表者職・氏名

イクボス宣言しましたので、あおもりイクボス宣言企業として登録されるよう申込みします。  
なお、あおもりイクボス宣言企業実施要領第4に定める登録要件の内容については事実に相違していないことを誓約します。

新規・更新の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 登録番号第 号	
業 種  主として該当する もの一つに☑を付 けてください。	<input type="checkbox"/> 1 農業、林業 <input type="checkbox"/> 2 漁業 <input type="checkbox"/> 3 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 4 建設業 <input type="checkbox"/> 5 製造業 <input type="checkbox"/> 6 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 7 情報通信業 <input type="checkbox"/> 8 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 9 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 10 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 11 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 12 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 13 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 14 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 15 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 16 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 17 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 18 サービス業（他に分類されないもの）	
連 絡 先	ふりがな	
	所属・氏名	
	電話番号	電話
	FAX番号	FAX
	メールアドレス	
関係書類	イクボス宣言文・取組内容のわかる資料(写真・社内報等)・誓約書(別紙)	

## 誓約書

年 月 日

青森県知事 殿

企業名  
代表者職・氏名

「あおりイクボス宣言企業」登録実施要領第5の規定により新規の登録申請、又は第10条の規定により更新の登録申請をするにあたり、当企業が以下の登録要件を満たしていることを誓約します。

### 記

- 1 イクボス宣言文、取組内容及びイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。
- 2 「労働基準法」（昭和22年法律第49号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「育児介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）等の労働関係法令を遵守すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

登録番号第 号



# あおもりイクボス宣言企業 登録証

「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領第6第1項の規定により「あおもりイクボス宣言企業」として登録します。

登録期間	年	月	日から
	年	月	日まで

年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎

「あおもりイクボス宣言企業」登録変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号  
所在地  
(ふりがな)  
企業名  
(ふりがな)  
代表者職・氏名

「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領第8に基づき、下記のとおり、変更します。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

「あおもりイクボス宣言企業」登録辞退届出書

年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号  
所在地  
(ふりがな)  
企業名  
(ふりがな)  
代表者職・氏名

「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領第9に基づき、登録を辞退したいので、下記のとおり、提出します。

記

1 登録番号 第 号

2 辞退理由

--